

令和5年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

令和5年12月12日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第55号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第56号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第57号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第58号 令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第59号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第60号 令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第12 議案第61号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第63号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第64号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤	晶	君	副議長	9番	小野	哲也	君
	1番	米井	宏喜	君		2番	浜岸	昭仁	君
	3番	小川	雅勝	君		4番	山下	竜哉	君
	5番	加藤	勉	君		6番	田中	良	君

7番 高島 讓二 君

8番 松原 臣 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	川 端 達 也 君
教 育 長	石 崎 佳 典 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企画振興課長	八 幡 雅 人 君	総 務 課 長	飯 島 東 君
税務財政課長	対 馬 憲 仁 君	税務担当課長	鹿 又 芳 弘 君
環境生活課長	長 岡 紀 文 君	保健福祉課長	本 見 泰 敬 君
保健・国保担当課長	洲 崎 久 代 君	子育て支援センター所長	長 内 美 奈 子 君
産業創生課長	大 沼 良 司 君	まちづくり担当課長	湊 慶 介 君
建設水道課長	佐 野 健 二 君	学 務 課 長	平 田 充 君
社会教育課長	野 田 泰 寿 君	会 計 管 理 者	鹿 又 明 仁 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松 崎 博 幸 君	議会事務局次長	堺 勝 敏 君
--------	-----------	---------	---------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和5年第4回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番加藤勉君及び6番田中良君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から12月15日までの4日間とし、議案審議のため12月13日及び14日の2日間は、休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月15日までの4日間とし、議案審議のため12月13日及び12月14日の2日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月29日に東京都におきまして開催されました、第67回町村議会議長会全

国大会に出席いたしました。

資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

12月に入りまして、議員皆様には大変お忙しいことと存じます。そういった中、全員の御出席を賜りましたことを心より御礼を申し上げます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、1件の行政報告をさせていただきます。

鮮魚取扱高についてでございます。

お手元にお配りをいたしましたのは、12月9日付のものでございます。昨年同期と比べまして、数量、金額とも増えているのは、ホッケ、スケソ、キンキぐらいでありまして、それ以外の主要な魚種に関しましては、総じて減となっております。割合で言いますと、ホッケは昨年同期と比べ、数量で120%、金額で172%の増となっております。ブリにつきましては、ほぼ横ばいではありますが、サケに至っては不漁と言われた昨年と比較いたしましても、数量で77%、金額で71%となり、一層深刻な状態でございます。これまでの鮮魚全体の総水揚げも、数量で93.3%、金額で87.8%までとなっており、羅臼町の基幹産業である漁業・水産業が低迷してしまっていることが、今後、地域にどのような影響を及ぼすか、大変心配をしているところでございます。この不漁の原因が海水温の上昇や海流の変化によるものなのか、また、そのほかの要因があるものなのか、専門家の意見も参考に究明が必要であります。漁業者や関係企業の現状を把握し、どのような対策や支援策が必要なのか、関係機関、関係する団体や北海道・国へも相談をしてみたいと思っております。

このような状況の中、今年残された操業はわずかではあります。少しでも多い水揚げと事故やけがのないことを心から願ひまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昨今、全国で非常に問題となっております熊対策についてでございます。

我が町の熊対策についてで、今年の出没状況や被害状況、そしてそれらの例年との比較はどうなっているのか。

熊出沒や被害に対する道及び国等の自治体、または警察等諸団体を含めた上での町としての現時点での対応、ガイドライン、姿勢等。

そして、今後に想定される、予想される被害等についての対応策を伺いたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 小野議員から、1件の御質問をいただきました。

羅臼町の熊対策について、3点の御質問であります。

1点目は、今年の出没状況及び被害状況と例年との比較についての御質問であります。

今年度の出没頭数は、11月末現在で累計613頭を数え、令和4年以前の5か年平均が319頭であったことから、過去に例の見ない状態となったことが分かります。時間が経過した通報や山岳での目撃など、非対応とした累計180頭を除き、累計433頭の全対応と、事後の痕跡調査を含め542回に及ぶ現地対応を知床財団とともに実施をしています。

被害状況であります。家屋被害として、風除室の窓破壊が1件、倉庫のシャッターやごみ保管箱の破損被害が7件、加工場や家庭の廃棄物に誘引されたケースが11件、干し魚の食被害が7件ありました。そのほとんどが夜間に発生したものであり、危険事例としては、自動車との衝突事故が3件、各漁港周辺部への出沒と漁港侵入が9件、昆布漁の最盛期に番屋周辺を徘徊する個体が数例あったほか、中心市街地を守る電気柵エリア内への入り込みが2件、相泊以北のカモイウンベ地区では、搭乗中の軽トラックに攻撃した事例が1件、岬町では漁労活動で外出時に威嚇突進され、倉庫に逃げ込んで難を逃れたケースが1件ございました。

また、異なる地域で同時出沒が発生し、対策員を補充、分散するなどした場面も生じています。

例年との比較ですが、それぞれの年で出沒や被害の形態が異なり、一様に整理が困難のため、象徴的な事例に触れることといたします。

平成30年から令和3年にかけては、犬殺傷加害個体(通称個体名；RT)による事故が発生しております。令和3年11月から12月には、岬町から海岸町で民家併設の作業場や倉庫を破るなど、17件に及ぶ被害をもたらした4頭の大型個体の出現などが、御記憶にあるかと思えます。これら問題個体は、捕獲を完了しております。

2点目は、北海道や国の対応についての御質問でございます。

北海道では、廃止していた「春グマ駆除」について、範囲を限定し平成28年から「春期管理捕獲」を実施。令和5年からは、冬眠中の穴狩りや親子熊駆除を解禁するなど制限緩和していますが、人身被害が深刻化しているとのことで、捕獲可能な区域の拡大と、捕獲目標数の設定に向けた検討を開始しております。併せて、ハンター増員のため、狩猟免許試験の受験機会の拡大を進めております。

環境省では、都道府県が実施する生息調査や市街地出没を防ぐ計画策定などへ対策予算を措置したほか、北海道・東北知事会の要請を受け、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣への熊類の指定について、専門家会議による検討が始まっており、実現すれば夜間の銃器を用いた捕獲が可能となりますが、条件や実施時期は示されておらず、まだ、時間を要すると考えております。

羅臼町としての対応は、これらの動きより前に、例えば市街地出没を繰り返す個体について、夜間でも銃器使用による捕獲を可能とするなど、関連法律の改正や法解釈の在り方の検証について、各関係機関へ求めてきております。

知床半島は、ヒグマが高密度で生息し、全国でも特に出没が多い地域であります。住民の安全を第一義に据えながら、あつれきを軽減させ、ヒグマとの共存を目指してきておりますが、近年は、ヒグマが人の生活圏の間近で生息域を拡大していることがうかがえ、地域挙げて緩衝地帯の創出につながる取組など講じてきているものの、生息域を押し戻すことはできず、地域のみでは限界があると痛感させられました。

関係機関にも真剣に考えていただかなければならないもので、このままでは人と熊との関係が悪化の状態に陥ると想定もでき、重要な岐路に差しかかったと捉えております。関係機関に対し、現地から声を上げていく責務があると考えており、連携を一層強め、その進展につなげていくものです。

ガイドラインや姿勢ということでは、知床半島ヒグマ管理計画を備えており、環境省、林野庁、北海道、羅臼町、斜里町、標津町が関わり、専門的知見で知床財団が関わって策定したもので、本計画にのっとった対策を講じてきており、2期計画(2021策定)がスタートしております。

ヒグマの行動段階や各出没地域での人身被害の発生リスクを評価し、管理方針が定められており、これに基づいて生活圏周辺や侵入する個体について、捕獲対策を講じてきているほか、知床国立公園の利用者や住民の問題行動も整理されており、それぞれの管理者に啓発・指導の徹底を求める内容となっております。

3点目は、今後想定される被害等についての対応策についての御質問でございます。

今年的大量出没は、山の実りや、サケ・マスの遡上の激減が引き金となったとされ、年変動により、今後も起こり得ると考えております。本年的大量出没にあっても、住民の安全な生活を取り戻すため打てる対策を駆使し、生活圏に繰り返し侵入した個体の大多数を捕獲したと考えております。各対応現場では、ふんや体毛を採取しており、DNAの解析分析が進む中で、記録との照合により明らかになるものです。

今後の対応ということでは、現在までにしいてきた24時間の出動態勢と管理計画に基づく捕獲等の対応を講じ、重大被害を抑止するとともに、関係団体との連携の下で体制を維持してまいります。

電気柵の管理徹底のほか、地域に定着した草刈り活動はヒグマとのあつれきを低減させており、皆様に改めて重要性を御理解いただくとともに、生活・産業の場において、人側の問題行動に起因する誘引につながる事態を防ぐよう啓発、指導を行ってまいります。

対策にあたる人的資源の負担軽減は課題でありまして、先進的技術を用いた活動の有効性を検証してまいりたいと考えており、例えば、獣害対策に特化したドローンの活用など、問題個体の早期発見と迅速な対応に貢献するか等について考慮するほか、忌避効果を検証し、導入に向けた検討を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） まず、答弁に対しての質問をさせていただきます。

北海道では、廃止していた春グマ駆除について範囲を限定し、平成28年から春期管理計画を実施とありますけれども、この範囲というのはどこになっていますでしょうか。それと、春期管理捕獲というのは、具体的にはどのような内容でしょうか。

そして、指定管理鳥獣への熊類の指定についてということ、専門家の会議が始まっているようですが、これらの条件や実施時期、こういうものは今後、ここにはまだ時間を要するというように書いていますけれども、これが実際、今、被害が進行しているという中で、いつなのか、どういう状況なのか、もし分かれば教えてください。

そして、夜間に銃器を使うことは可能とする等と書いてあります。法律、法解釈の在り方についても各関係機関へ求めてきておりますとありますが、この銃器、これ以外の法的解釈や改正について何か具体策は、具体的に話ししていることはございますでしょうか。

それとあと一つ。言葉の使い方によく分からないのは、あつれきという言葉があります。これが住民の安全を第一義にしなが、あつれきを軽減させると、あつれきの具体的な意味がちょっと分からないので、教えていただければと思います。

あと、地域挙げての緩衝地帯とあるのですが、これは具体的に何なのか教えてください。

続きまして、今、2021年策定の第2期計画がスタートしているということで、この2期計画の特徴及び具体をかいつまんで教えていただければと思います。

さらに、今後の対応ということで、24時間の出勤体制、現在までしいてきた24時間の出勤体制、これは24時間出勤しているのは、どなたになりますでしょうか。

とりあえず今の答弁に対しての質問でお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） まとめて御質問いただいたので、返答が欠落した場合は言ってください。

まず、北海道での春グマ駆除に関して、28年から春期管理捕獲を実施しているということで、それについて範囲を限定して行っているということなのですが、市街隣接地域のここでちょっと明確にはできないのですが、から山に向かって距離数が限定されており、こういった中で範囲を限定してきたということです。市街地により近づいている春熊、穴熊を捕獲するということをやってきております。これを令和5年から、冬眠中の穴狩り、それと親子熊の駆除はできなかったのですが、そういったものが解禁されているということです。

続きまして、環境省が行おうとしている鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣への熊の指定なのですが、鳥獣保護法では、今、ヒグマ併せて熊類の指定がなされていない状況です。鳥獣保護法に関しては、1種特定鳥獣と2種特定鳥獣の取扱いがございまして、1種特定鳥獣については個体数が激減しているような絶滅危惧種とか、そういったものを保護していく活動になりますが、一方で第2種については個体数が増加したり、被害を及ぼすような、あるいはエゾシカとかも対象となっているのですが、そういったものについて指定がなされて、それを頭数を制限したり、頭数を調整・管理しなから、捕獲を可能としていくという形になります。

これによると、夜間今はできないのですが、夜間捕獲が可能となります。ただ、環境省の審議が環境省を中心とする検討会が専門家と始まっておりまして、その実施時期、条件等は、まだ示されておりません。一方で夜間発砲、夜間捕獲を可能とするこの法律の解釈を一部捕獲できるような形にするのに、警察官職務執行法というものがございまして。その中で警察官が指示して、夜間に駆除することができるのですが、まさに今、人身事故の危機が迫っていると、そういう場合でないと発砲というか、銃を用いた捕獲の許可ができないような状態になっております。

羅臼町でも、過去2件の事例がありましたが、現在は、警察と一緒に必要に応じて夜間も来ていただいて、その状況を見極めながら判断してもらうことになっておりますが、なかなかさっき言ったような状態に陥ることというのは、私どもも対策を講じて、何とかヒグマを人身事故を避けるような活動をしておりますので、そういう事態には至っておりません。ただ、こういった抵触法の適用を町としても求めております。

あつれきということなのですが、人身被害が高まっているような状態、人間とヒグマの生息域が重複するような環境が多くなっている中で、この中にも盛り込んでおりますが、そういったことで衝突というか事故ですね、事故の懸念が高まる、そんな状態を指しています。衝突が高まっているというところでの状態を指しています。

それと、地域の緩衝地帯ということなのですが、知床財団と羅臼町とヒグマが市街地に侵入しないような対策を講じてきております。それは電気柵であったり、電気柵の範囲は10キロメートルに及びます。総体で、ダイキンさんから寄附をいただきまして、整備したもので、その管理を知床財団に委託しております。

そのほか、これは令和2年から始まったのですが、緩衝地帯の取組としては、地

域挙げてヒグマの理解をしてもらって、誘引を避けるような状態、仕組みをつくらないとならないということで、地域市街地区や山間部を隔てるような形で、侵入の可能性がある地域において、草刈り活動を展開してもらっています。これは民間の事業者も地域貢献で参加していただいて、そういう活動を続けてきております。

2期計画、ヒグマ管理計画というものがございまして、これは先ほど言ったように環境省をはじめ関係の専門家が入って、この計画づくりを行っております。1期5年の計画です。2期については、6年の計画という変則的な形になっておりますが、そうした中で例えば、先ほどちょっと触れたのですけれども、ヒグマの捕獲・管理についてヒグマの行動段階、人への被害の行動段階であったり、そういったものを評価すると、出没地域を重ね合わせて評価して、ヒグマを捕獲するということになっております。

2期計画の中でもなのですけれども、いろいろなヒグマへの取組、何十項目もあるのでありますが、そういった項目の評価もしながら、みんなでその形を整えておりますが、一方で人が起因するヒグマを誘引してしまうような行動も度々あるので、そういったものを軽減させるために啓発活動など、そういったものを各管理者側に求めている内容となっております。

24時間体制ということなのですが、これは知床財団と羅臼町が24時間体制で、職員をローテを組みながら対応してございます。通報は役場にされるので、そういったところで24時間対応をしてございます。

以上、漏れがあれば言ってください。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） どうもありがとうございます。

今の中で、まず具体的に電気柵が約10キロということになってはいますが、基本的にそれ以外の計画というか、今後の状況というのは増やしていかなければいけないような気がするのですが、そこがどうなのかということをお伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 電気柵10キロなのですが、地域を限定しております。生活の場と生活の安全性と産業の継続を守るためということで、電気柵を設置しており、北部の相泊以北、岬町以北の北浜から相泊の間、そこに電気柵を設置しております。あと市街地、このかいわいの市街地の緑町方面と栄町方面、あるいは船見町の周辺まで電気柵を設置しております。電気柵というのはヒグマに対して非常に有効なのですが、ヒグマも目的があったり、食べ物があるとか、臭いがするとか、非常に嗅覚も優れておりますので、一度その目的を持つと、電気柵すらも超えて来る可能性がございます。

ただ、そういった状況ではあるのですが、一応、出没数を低減するという、侵入を低減するという事は、非常に効果が高いものになっています。ただ、維持管理が非常に大変です。草が繁茂する時期には、草刈りを徹底しないと漏電がしてしまうので、

全く機能しないということもございますのと、あと、全てを囲えばいいかという、今、言ったような形で、今度は一旦侵入したものを外に出すのに、大変な状態になる場合もございます。もちろん電気を遮断すればいいのですけれども、そういったこともあるので、先ほど言った24時間体制の中で、対策員が緊急に出動して事故を防ぐような努力を手当てしています。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ということは、今後、また増やすかどうかは検討中であるし、別に増やすというような状況で、具体的には動いていないということによろしいですね。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 今の段階では、増やす計画はないのですが、来年度に向けては電気柵の効果、検証というところを、これもまた確認してまいりたいと思っております。その中で出没数が非常に高いゾーンだとか、そういうものも確認しながら、その必要性があるか対応してまいりたいと考えています。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

それでなのですけれども、今、実際に具体的に動くということ、熊が出没して具体的に動くという状況になったときに、今、いろいろと団体の名前が出てきました。警察、財団、町という名前が出てきましたけれども、これらの指令系統というか、誰がそのときに何を判断するのか、それらを知りたいです。

それと、熊の出没したときに、ハンターなり何かにと人も出てくると思うのです。人、出てきた場合の人件費及び多分、弾とか結構高いものだと思うのですけれども、そういった経費も含めてそういうものはどこから出ているのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 指令系統なのですけれども、羅臼町になります。羅臼町が判断します。それで知床財団でも、先ほどの町長答弁の中にもありますが、記録を毎時、毎回600ケースですか、に及ぶ通報記録を、どこに出た、何をした、そういうことを記録全部してございます。それが羅臼町の職員間で共有もされており、財団の職員の中でも共有もされています。これを基に被害が及ぶ可能性、あるいは問題熊になる可能性があるものについては、徹底的に捕獲の対応をさせていただきます。

あと、ハンターの経費ということなのですけれども、今、職員に2名のハンターがおりまして、ある程度その中で捕獲を行っておりますが、ハンターにももちろん御参加いただく機会もございます。そのときは1回の活動というか、1日、複数回あってもなのですけれども、1日に5,000円の支給をしております。あと、その5,000円の中に資材となる銃弾のものが含まれているとは言いませんが、一応、活動の中で5,000円。

それと、有害捕獲をお願いしているハンターの組織である猟友会、羅臼支部に対してエゾシカの有害捕獲も含めてなのですけれども、活動費用の一部助成ということで、現在は15万円の年間の活動費の補助をしております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 今、言っていた問題熊の定義というのは、どういうものか教えてください。

それと、今、2名のハンターが町にいるということなのですけれども、実際、猟友会も含めたハンターの数というのはどれぐらいいるのかお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 問題熊の定義ということでございますが、基本的には出沒を繰り返す。山に返すような努力もしてございますが、周辺部分ではもちろん捕獲対応で臨んでいます。なかなか捕獲できないような状態にあるものについては、山に戻すような、例えば轟音玉という爆竹の本当に大きなものであったり、花火弾、銃のようなもので遠くに飛ばせる機能を持った花火弾を持って轟音を出して、それを避けるような取組もします。

その中で繰り返し出沒する個体、これは人慣れが進んでいたり、人を恐れない個体として捉えているので問題熊となります。基本的には問題熊は何らかの住民生活において、被害をもたらした個体が問題熊という形になりますが、そういった繰り返し出沒する個体も問題熊に至る可能性と捉えておりますので、捕獲の対象としております。

それと、ハンターの人数なのですが、現在、20名を超えております。たしか22名で、その中でハンターの養成に対しての助成金も創設させていただいておりますので、近年、創設以降は2名のハンター増員があります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

ハンターの数は、意外にいるのだなというのはちょっと思いました。その中で答弁にも触れていましたけれども、同時に多発テロを起こすというので、何回も出沒を繰り返すと。そうなのだけれども、経費としては年間猟友会に15万円、これは出たときの経費も含めて5,000円というような内容なのですけれども、ちょっとびっくりしたのは、拘束される時間というのは、そのときそのときで随分変わってくると思うのです。それを5,000円という金額の決めというのは、ちょっと低いかなと思っているのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） ハンターさんにおかれては、その金額が低いのかどうかということは、今の段階では何とも私のほうからはちょっと回答は難しいかなとは思いますが、ほかの自治体ではハンターの捕獲体制が整わなくて、非常に高い高額なお金を負担

しているというところもございます。

基本的には、ハンターさんの御理解のもとで行ってきております。それと、できる限りハンターさんの活動支障というか、ならないようにしてはございますが、例えば対策員が知床財団、子どもが先んじて現場に行ったり、捕獲の見込みのある可能性の高い個体を捕獲していただいて、その後の処理は対策員となる町と財団が行うというような形もありますので、長時間にわたってという機会もゼロではありませんが、そういったハンターさんの負担にならないような対応も少し講じてきてはおります。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 今のような問題が先ほど答弁にもあったように、人的資源の負担軽減という課題になっているような気がするのですが、その辺いかがですか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） それで、町長答弁の中で結びにつながるのですけれども、今後対策としては、やはりこういった人的資源の負担、軽減していかないとならないということで、今回の大量出沒になると非常な負担を伴っていきますので、こうしたことをまず先端技術などを検証して、導入できないかと考えています。

例えば、ドローンで赤外線カメラのついたものだとか、忌避行動ができる様々な音源を備えたドローンだとか、そういったものを投入できないかなとは思っています。現時点で導入する否かは、決定はしておりませんが、専門企業とやり取りして、北海道にも関わってもらいながら、ドローンの有効性について協議をさせていただいている段階にあります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） 鳥獣保護法になるのか、指定管理鳥獣ということになるのか、よく分からないのですけれども、ほかの自治体で例えば害獣を1頭駆除したら、それに対して幾らとかということをやっているところもあると思いますが、それに対して羅臼町は熊も含めた害獣、熊は今、害獣に入っていないのか。そういった害獣ということで1頭、幾らとかということはやっていますか。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） エゾシカについてなのですけれども、エゾシカについては北海道の補助をいただきながら、有害指定鳥獣の駆除活動というか、管理活動にあたっております。これについては、ある程度、潤沢な、ごめんなさい。潤沢とは言い切れないかもしれないのですけれども、捕獲にあたってのさっき言った弾丸であったり、それとか何時間単位での報酬であったり、そういったものが許されておりますので、エゾシカについてはその補助を活用してきてございます。

対策にあたっては、猟友会をお願いしてありますので、そこにその補助金を北海道からいただいて、支援すると、支出するという形になります。

また、単独費用としては、雌鹿の捕獲にあたって3,000円の支払いをしていただきます。雌鹿を捕獲することによって、管理頭数の調整にもつながるので、そういった中で3,000円を追加支給しているというような形になります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

今の話の根本的なところに鳥獣保護法、指定管理鳥獣というところに熊が該当していないという問題なのです。その部分、法解釈が今後どうなっていくか、この辺の町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほど来、鳥獣保護法であるとか、管理計画の中の位置づけとかということもお話をさせていただいておりますが、熊がそれに該当しないということについては、これについて今年度、これは全国的に熊の騒動があつて、例えばOSOの問題であつたり、それから秋田県の問題であつたり、全国様々なところでいろいろなことありました。法がそれが追いついていないという状況、先にこっちのほうが発生してしまった。これは危険だぞ、おかしいぞということで、今、ようやくテーブルに上がっているような状況だというふうに考えております。

しかしながら、羅臼町としては、これまでもたくさんの被害がありましたので、それについては早くからそのことも含めてしっかりとした管理計画の下で、捕獲も含めて頭数を管理していかなければいけないよということは、国立公園になった頃からの長い歴史の中で訴えてきていることでありまして、それがようやく何となくテーブルに乗ってきたのだなというような感触であります。

ですから、さらに密度の非常に多い地域に私ども生活をしておりますので、やはり住民に影響が及ぶとか、人的被害が起こる前に何とかしてほしいという思いで、ただ、これについてもいろいろな行政機関が関わっております。警察であつたり、環境省であつたり、林野庁であつたりとか、そこに自治体やいろいろな方々が関わっている。専門家の意見も聞かなければいけないということで、先ほど申したとおり、まだ時間がかかるものだというふうに考えておりますが、やはり私の立場としては、羅臼町の立場としては住民の生活安全を担保するという意味で、今後、強く訴えてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

全国的なことなのですが、今、町長がおっしゃっているとおりの話でございます。これはNHK調べなのですが、今年度に入って11月までで、被害が全国で211人。この被害というのは、先ほどの町の被害とは全く違ひまして、人的被害です。このうち6名の方が亡くなっております。

一番考えなければいけないのは、ここの部分なのですけれども、これで今、様々なところの知事が国にも要請しているでしょうし、あと自治体の首長方もそれぞれやっつけらっしゃると思います。その中で割とうちの町というのは、いろいろと調べると先進地ではあるのですよね。ただ、やはり法的なものであるとかという部分の弊害が、非常に重なっていているというような、いろいろな団体に含めてもそうであるし、その部分具体的に何か。もう知床の羅臼の町長ということで、がっちり向かって行ってほしいというか、そういう機運があるのです。そういったものに関しての町長の見解をお伺いしたいです。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 私の立場では、羅臼町の町長として、羅臼町の町民を守るためにいろいろ訴えてきてまいりました。しかしながら、それだけではなかなかいろいろな機関との話し合いが進まないということもありまして、今現在、私は北海道の中の町村会というのがありまして、そこの理事を務めさせていただいております。その中での農林水産委員会というのに所属をしております。

その中で一つ大きな問題となっているのが熊の問題で、最初は要は農業被害ですとか、そういうところの話だったので、それは違うぞと。これは生活としての人の生命に関わる問題だということで、今、農業関係の話し合いの中から全道一円で、この問題を取り組まなければいけないということを訴えて、今、そういう方向になっております。ですから、北海道全体の町長の集まり、町村長の集まりである町村会から、国に対して直接、大臣や官僚に対して訴えてきております。そういったことの活動も率先してリードしてやっていきたい、今後もやっていきたいというふうに思っております。

それともう一つ、つけ加えるとすれば、この問題、決して羅臼町は熊が憎くて捕獲するわけではない。できるだけ熊との先ほど言った、あつれきという言葉を使いましたが、人間と重なる部分を少なくしていこうという努力をしていかなければいけない。これは幾ら頑張っても、熊に言って聞かせるというふうにはならないわけで、ですからやはり生活をしている私たちがそういったところに踏み込まない、またはそういった状況を生まないというような努力は必要なのかなというふうに思っております。

一つ例で挙げますと、これは羅臼町の方々だけではないと思います。観光で来られる方もたくさんいらっしゃいます。道路脇にある、せっかく袋に入れたごみがぼんぼんぼんぼん落ちている、ああいう状態というのは非常に危険な状態であります。今まではキツネがあさって、ごみ散らばってしまうからだめよみたいな時期もあったと思いますが、今はあれに熊がついてしまいますので、そういったことを町民自ら気をつけなければいけないことと、どうしようもないところは捕獲という形に頼っていく。

それともう一つは、何か技術的なものでそういった遭遇を防いでいく、あつれきを防いでいくということ、今後とも努力していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

あと、私ちょっと気になっているのは自然保護団体といいますか、自然保護をしようとしている個人といいますか、多分、町のほうにも様々な例えば羅臼町と出ただけで、ニュースで出ただけで非常に苦情といいますか、そういった部分というのはあると思います。その中で職員も自分の仕事ができないぐらい、例えば全国放送になってしまったとか、そういうときあると思うのですよね。そういった部分に対しての町長の見解というのは、どういうものがございますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） これは非常に話し方を気をつけないと、それこそニュースになってしまうような課題でもあります。しかしながら一つ言えるのは、先ほど言ったとおりです。私は、町民の命を守らなければいけない、生活を担保しなければいけない。それが使命ですから、そこにどんな形であろうとも入り込んでしまってくる物に対しては、やはりちゃんとした、毅然とした対応をしなければいけない。これが熊であっても、それ以外の物であってもそうなのですが、そこはぶれないでやっていかなければいけないというふうに思っています。

しかしながら、熊が憎いわけではありませんから、なるべく先ほど言ったように、熊に分からせるというのは非常に難しいけれども、学習をさせるということも含めて、また、熊も学習してほしいですけれども、やはり人間のほうが学習をしていくということも一生懸命努力しながら、熊と共存をしていかなければいけない地域であるということを前提に、今後とも対応していきます。

それと、いろいろな苦情、多分、テレビで放映されているほどではないという報告は受けておりますが、たまにはそういった方からの苦情の電話や、そういったものがあることは事実であります。しかしながら、そこへも毅然とした対応をしていくしかない。自分たちが今この町でやっている熊への対応というのは、決して間違っているものではないというふうに確信しておりますので、そこをしっかりと伝えていくしかないのかなというふうに思っているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 小野哲也君。

○9番（小野哲也君） ありがとうございます。

ここの部分は、結構世論とか非常に分かれる。ただ、そのこの部分に関係している方々が、しっかりと町長が今おっしゃられたことに対して自分たちが動く、その上でしっかりとそれをバックボーンとして、町長がこの後この問題の全国的なリーダーにもなる、そういった今後に対する期待を込めまして、今回の質問を閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） ここで、11時10分まで休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 通告に従い、山下からは二つの質問をさせていただきます。

まず一つ目、火葬場や清掃センター建物内で使用される水についてです。

現在、両施設建物内で使用されている水は、水道水とは違うと伺っておりますが、現在は、その水は衛生的で管理された水が使用されているのでしょうか、お伺いいたします。

二つ目の質問、4項目ございます。

羅臼町におけるDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの推進について。

一つ目、羅臼町におけるDXの推進状況と今後についてお伺いいたします。

二つ目としまして、役場庁舎内でDXを推進する上で、使用する機器類に業務遂行の妨げとなる事案の発生はないか。また、DX推進に関わる人材の拡充、教育についてはどのように考えているか、お伺いいたします。

三つ目といたしまして、羅臼町の地域住民や産業に対し、デジタルを活用した事業の推進等に、令和6年度はどのような展開を検討されているのか、お伺いいたします。

四つ目です。DXを用いた観光について、観光船が欠航等になるような悪天候時にも、観光客の皆様が満足できるような観光コンテンツの一つとして、ARなどを活用していくことが一計と考えられますが、そのARの導入、または活用の予定はありますか、お伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 山下議員より、2件の御質問をいただきました。

1件目は、火葬場や清掃センター屋内で使用している水についての御質問であります。

幌萌町地区の上水道管については、農林漁業体験実習館までしか整備されていなく、両施設がある区域の上水道は未整備となっております。両施設で使用する水については、以前より山水から、簡易的なろ過装置を通して供給しており、その水については安全・安心な水とは断定できないため、清掃用、トイレや手洗いなどに使用しており、飲料水には使用しておりません。

なお、飲料水については、両施設の委託業者が水道水を持ち込んでいる状況にあります。

本来ならば、両施設付近まで、上水道を供給するのが一番の解決方法ですが、それには多額の経費を要するため、両施設に安全な水を供給するには、どの方法がよいかコスト面も含め、検討している最中であります。

2件目は、羅臼町におけるDXの推進について、4点の御質問であります。

1点目は、羅臼町におけるDXの推進状況と今後についての御質問です。

ICTの浸透が進む現代において、過疎地や地方都市でもデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく、いわゆるDXの推進が求められております。

羅臼町においても、昨年度より音更町や北見市などの先進地視察を実施し、今年度4月には、行政サービスの充実を目指した庁舎内検討プロジェクトを設置し、当町に適したDXの検討が進められており、住民票のコンビニ交付システムや、電子決済システム、セルフレジの導入が協議されております。

2点目は、役場内でのDX推進にあたる「妨げ事案」及び「人材拡充、教育」についての御質問です。

DXの推進には、非常に大きな課題が存在します。一つ目の課題は、人材不足です。IT分野に精通した人材の確保は、都市部でも困難となっておりまして、羅臼町のような地方自治体ではさらに困難な状況にあるため、新たに各課、各世代を横断する全庁的なDX推進体制を構築し、国や道、さらには民間企業への支援・指導を要請しながら、次代を担う人材の育成並びにDX推進計画の策定を進めております。

二つ目の課題は、地方公共団体情報システムの共通化問題です。

デジタル庁は、令和7年度末までに全国全ての自治体で、基幹システムの共通化を進めておりますが、羅臼町は現在29市町村が加盟する「北海道自治体情報システム協議会」に所属し、同一の基幹システムを使用中であり、独自で基幹システムのDX化を進めた場合、共通化完了後さらなるシステム改修費用の発生する可能性があるため、関係機関と協議、調整しながら、順次、DX化を進めてまいります。

3点目は、地域住民や産業に対するデジタルを活用した事業の推進に係る令和6年度の展開についての御質問であります。

新年度、直ちに事業をお約束できるものは現時点ではございませんが、住民の生活に貢献するDXとしては、健康や医療、交通、防災などが考えられ、高齢化の進展も相まって、便利、快適で、誰もが安心してできるまちづくりを進めていくことが急務であると捉えており、各分野において検討を進めてまいります。

産業分野では、特に1次産業の現場で、スマート農業やスマート漁業などと呼ばれ、例えば水産業であればDXを活用することにより、操業データの蓄積と分析を行い、適切な資源評価・管理を促進し、産業活動の省力化や操業の効率化を図り、漁獲物の高付加価値化にもつながり、生産性向上に結びつくものになり得るものです。

また、漁業の在り方に変革をもたらすものであり、長年にわたる経験が必要である現場主義の職能であったものが、未経験者であっても必要なノウハウを身につけることができ、効率的で安定した経営を行うことができ、継承に係る双方の負担を軽減させ、若手の新規参入機会の拡大や後継者育成に力を発揮するものと考えており、ひいては新たな資源管理の構築や、漁業許可や漁業権制度の見直しも、実態や資源の動向に裏打ちされた対策

を見出すことができるようになるものと考えております。

漁業者の中からも必要性を訴える声も聞かれるようになり、羅臼漁業協同組合の方向性も確認しながら、早期にできるところから進め、システムの構築につながればと考えております。

また、雇用者不足が深刻となる中、各産業や経済団体への動きにも注視しながら、ニーズを捉え、そうした動きに対して、町として支援体制を整えてまいりたいと考えております。

4点目は、悪天候時に観光客に対する観光コンテンツとして、AR(拡張現実)の導入、または活用の意志はあるのかとの御質問であります。

当町の観光コンテンツは、体験型や施設見学のほか温泉などであり、体験型は観光船やヒグマクルーズ船などの動物ウォッチングや、羅臼湖や熊越の滝などのトレッキングなどがあります。体験型観光は、悪天候時に中止となることがあります。この場合、代替案は、ビジターセンターや郷土資料館などの施設見学のみにも頼っているところがあり、町内に滞留する時間が短くなってしまふなど、長年の課題にもなっております。

議員御提言のAR、いわゆる拡張現実とは、デジタル社会においても非常に画期的なものであるものと、認識しております。しかしながら、拡張現実となりますと、知床までお越しいただく価値が薄れてしまうことも懸念されます。

知床は、自然に恵まれた地域であり、ありのままの姿を見たり、そのフィールドで体験することで満足されるものと思っており、現時点では導入を検討しておりませんが、デジタル技術が進化していく中で、ARをはじめとする各種技術の活用について、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(佐藤 晶君) 山下竜哉君。

○4番(山下竜哉) まず、火葬場と清掃センターの水について、再質問させていただきます。

飲用には適さない、これは承知のことですが、手洗いに使う水、トイレの後など手を洗うために使う水は、細菌や化学物質で汚染されていないということが確認されているのか、また、年1回程度水質検査はされているのか、お伺いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 環境生活課長。

○環境生活課長(長岡紀文君) 検査の件でありますけれども、現状のところ検査は行っておりませんでした。ただ、今、質問がありましてから、1度、検査機関に検査をお願いしている最中で、結果については来週以降になるかと思っております。

○議長(佐藤 晶君) 山下竜哉君。

○4番(山下竜哉君) 検査中ということですか。ちなみに私が私的に検査したところでは、1ミリリットルあたり100個以上の一般細菌が認められました。これで手を洗うということは、健康を害する可能性があるかと認識しておりますので、早急に安全かつ清潔な

水、いわゆる子ども等もそこで手を洗ったりいたしますので、手を洗った汚染された手で、またお菓子などを食べるということもあるかと思っておりますので、早急に対策していただきたいと、ここでお願いいたします。また、そのようなことは検討されていくことは可能でしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長岡紀文君） あくまでも検査結果出てから検討はしようかなと思っ
ているのですけれども、とりあえず塩素を注入する機械等がございますので、それらの設置
を今後検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） 水の件は、今後のことを注視していきたいと思います。

二つ目の質問の中でですが、4項目めのARを使用するということで、現実、知床まで
来てもらって、その現場を体験するのが知床の価値ということではありますが、その前に
こういったデジタルを活用して、世界中の皆様にもまず知床を知ってもらい、その後、実際
に知床に来てもらうようなデジタル等を使い、拡張現実というのを配信していくというの
も一つの手段だと思いますが、こういったことは早急にやっていくべきかなと私は思いま
すが、いかがでしょうかお伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ARのみならず、これまでにいろいろな形の中で知床、羅臼の魅
力というのは伝えてきているつもりでございます。まだまだ足りない部分はあるとは思
いますが、こういった先端技術を使った中で伝えていく方法以外のところで、これまでに
いろいろな形の先日も大きなイベント等もございました。そういった中に参加をして、行っ
てきております。

また、現地に赴いてそういったことを伝える機会というもの設けて、それを例えば映像
であるとか、またはそういった配信という方法を使って、これまでやってきております。
このARというものについて、利用していくかどうかという御質問でございましたから、
それについては今後の課題となるというふうに捉えているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉君） ありがとうございます。

ARに特化したことで質問しているわけですが、これはいわゆるスマホを持って道しる
べ、いわゆるそれが建物を写すと、これは何があって、何日休み、何時から何時までやっ
ている。そういったことで羅臼町内を、いろいろな旧所・名跡を尋ねて歩けるようなシス
テムがあると、さらにいいのではないかなという希望でお話いたしました。質問で終わ
りたかったのですが、私の質問は、これで終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） 次に、質問を許します。

1 番米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） 通告に基づき、質問をさせていただきます。

私の質問は、保護猫の里親への補助と地域猫の取組についてという話題で、大きくは二つでございます。

今年度、羅臼町においては、保護猫の里親募集が2件ほど行われましたが、できる限りまちで生まれた命に対して、まちが責任を持つべきだと考えます。一般家庭がこれらの猫を引き取った際には、感染症の検査や不妊・去勢手術などが必要であり、それには一定の費用がかかります。このような状況から、今後、町が野良猫の保護を行った際に、里親に対して最低限必要な検査や不妊・去勢手術に係る費用をまちが補助すべきだと考えるのですが、制度作成の予定はあるのかということと、もう一つが、羅臼町には野良猫を見かける場所がありまして、自分で飼うことはできないが、餌やりを行っている住民もいると思われまます。

しかしながら、ひっかきやかみつきによる感染症のリスク、悪臭による環境被害が懸念されています。この問題に対処するためには、野良猫を保護し、不妊・去勢手術を行うことが有効であり、これにより攻撃性が低減し、発情期によるマーキングがなくなり、地域猫としての安心した共生が可能となります。今後、町としてこれらの取り組みを進める予定はあるのかお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 米井議員より、保護猫の里親への補助と地域猫の取組について、1件2点の御質問をいただきました。

1点目は、里親への補助についての御質問です。

町が、猫の保護を行った際に、里親となった飼い主に対して、最低限必要な検査や不妊手術に係る費用を補助する制度を制定する予定はあるかとの質問ですが、検査費用等の補助は犬猫の引き取り実施主体である北海道の各振興局や、各保健所でも検査や不妊手術等は行っておらず、それらについては新しい飼い主にお願いしている状況で、羅臼町においてもこれらのことは飼い主の責務と考えるため、補助制度創設の予定はございません。

現状では、保護した猫は飼い主を探し、飼い主が不明の場合、北海道と協議し、まちで新しい飼い主を募集するなどの対策を講じ、新しい飼い主が見つかった場合、保護猫や捨て犬等を譲渡する際は、大切に飼育するよう口頭でお願いをしております。

今後は、新しい飼い主に対して、行政機関からの譲渡犬猫の不妊手術助成制度を実施しているNPO法人もありますので、それらの情報を積極的に提供していきたいと思えます。

2点目は、地域猫への取組についての御質問です。

全国的にも問題となっておりますが、羅臼町においても猫などの動物へ無責任に餌やりを行う住民が存在するため、餌やりを行わないよう広報等で周知し、原因者が判明した場合には、その都度注意を行っております。

米井議員からの御提案のありました地域猫活動の件であります。地域猫活動とは、餌の管理や周辺美化などの飼育ルールを地域で設け、地域住民の認知と合意を得ながら、一代限りの生を全うするまで、地域において管理していく活動のことです。

これを行うことにより、一定の効果はあると思いますが、しかしながら、この活動はあくまでも地域住民合意のもとに行う活動であり、現段階で当町では不可能と考えております。地域猫活動を町が率先して進める予定はございませんが、野良猫の問題は羅臼町だけの課題ではなく、全国的な課題となっております。

保護猫の対策については、即効性のある有効な対策がないのが現状であります。今後とも引き続き地域住民に対して餌やりを行わないよう注意喚起活動を積極的に行い、北海道や近隣自治体とも連携しながら取り組んでまいります。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） ありがとうございます。答弁に対しての質問をさせていただきます。

まず1点、最初は里親への対応の話題なのですけれども、答弁のほうでは、引き取った里親の方に対して、大切に飼育するよう口頭でお伝えしているという話を今お聞きしたのですけれども、一体その内容をどのような、大切にするという内容をどのように伝えているかというところを教えてくださいたいです。

○議長（佐藤 晶君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長岡紀文君） 内容については、特に定めておりませんが、できる限り室内で飼うようにとか、そういうようなお願いはしております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） ありがとうございます。

一応保護して、保護活動ということを羅臼町ではしているということになるので、やるからには引き取る際に不妊・去勢手術をしてくださいと伝えることだったりとか、あと引き取る際のアドバイスなどが必要になってくると思うのですよ。そのほうが引き取りやすさとか、飼いやすさとかというふうにということの情報も伝えていくほうが、より飼い主に対して手厚いのではないかというふうに思うのです。

例えば、今回、今年里親を募集した子猫だったと思うのですよね、まず、野良猫を保護した際、不妊・去勢手術するまで、大体4か月ぐらいまでかかるのですよ。それまでは血液検査とかしても正確なものはないということなので、引き取った際にすぐは動物病院にかかるということではできないのですよね。野良猫の場合、皆さん御存じか分からないですけれども、猫エイズというものがあるのです。それは人間には感染しないのですけれども、猫同士、例えば親猫がかかっていて子猫をなめたりとか、そういうことでも感染してしまうのですね。それで大きくなると免疫、人間とちょっと似たような感じで免疫的に低く、大きくなっても免疫で病気に弱いとかということになるので、それを維持するため

に、健康を維持するためにちゃんとケアして長生きするのですよ。普通の15歳とか20歳とか生きる猫もおりまして、それをするためには不妊・去勢手術というのが必要になりますし、動物病院にかかった場合に血液検査、項目によって料金も違うので、その料金は一定ではないと思うのですけれども、それが必要になってくるということで、引き取った際に分からないけれども、引き取った後に飼い主が分かることで、その後の飼い方というのが、がらっと変わるのですよね。

一生懸命な人はサブリとかということも、人間以上に料金がかかっていたりとかということで、やはりまちとして譲渡したというか、本当に町民の思いやりの気持ちで引き取ったということは、すごい一大決心だと思うのですよ。犬と違って外にも連れて行けないしという決意のもと、多分、引き取ったと思うので、そういう町民の思いやりの気持ちというものを大切にしていこうというのも、町としてはすごく大切だと思うのですよね。それが町民を大切にすることの一つなるのではないかと、僕は思うのですけれども、今後、今のところ、口頭だけの説明ということであったのですけれども、後押しとしてフォローするという意味として説明、引き取った際の説明とアドバイスや、それプラス経費というものも少しでも負担してあげられないかというふうに思うのですけれども、そのことについて意見伺いたいです。お願いします。

○議長（佐藤 晶君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長岡紀文君） 今後につきましては、引き取りをお願いする際には、猫エイズとかの病気もありますよということをなるべく積極的に情報発信はしていきたいと思いますが、猫を飼うということは検査費用のほかに餌代ですとか、ペットシートとか費用はもちろんかかるものですので、そういうお金の面に対しては、新しい飼い主をお願いすることで、今後も続けていきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） ありがとうございます。

トイレとかその辺のペットフードとかの消耗品とかは、飼い主の好みもありますので、その辺は大事だと思うのですけれども、初期費用に対してというところのお話をさせていただきました。

あともう一つの質問なのですけれども、今回、里親の募集をした際に、引き取り手が何家庭いたのかということと、引き取り手がいなかった場合、引き取りがなかった猫の行き先というか、その先というものはどういうものなのかお聞きしたいです。

○議長（佐藤 晶君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長岡紀文君） 今年につきましては、2回ほど募集をいたしました。募集をした猫については、全て引き取り手がおりましたが、そのときに募集していない猫も何匹かおりました。飼育最中に、野良猫ですので、町には専門的な施設とかありませんので、空き倉庫とかを利用して保護を一時していたのですけれども、その際、逃げられた猫というのがありますので、そういうのも合わせて、今年度につきまして全て引き取り手が

見つかったという状況にあります。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） それを聞いて、今年度の猫たちにとっては安心できる場が見つかったということで、ありがとうございます。

例えば、引き取り手がいなかった場合も、今後予想されると思うのですよ。僕的には、今年度みたいに全部引き取り手が見つかることが、すごく望ましいと思いますので、もし引き取り手がなかった場合、例えば保健所とかというところへ移動して、その後、愛護団体のほうが引き取って、募集をかけてということになると思うのですけれども、聞くところによると、愛護団体のほうに渡って引き取り手を募集して、引き取った飼い主のその後が結構大変らしくて、例えば不妊・去勢手術をする場所の病院の先生を新たに指定されるとか、その後の飼い方について結構調査されるとか、過剰な愛護団体というものもいるみたいで、まちで保護猫が発生したときのまちから、引き取り手がなかった場合の猫とか、あと飼い主の方たちというのの問題というのが、結構注目されているらしいので、ちょっと自分としては心配になっていたのですが、今、それを聞いて安心しました。

そもそも野良猫が増えている大元は、家庭の猫が不妊・去勢手術をしていないから増えたということになるので、まずは里親に託す際には、ぜひできる限り強く不妊・去勢手術実施するようにお願いしたいというふうに思うのと、まちのほうで里親へのフォローというところを、もう1度考えていただきたいというふうに思っています。

次は、地域猫の話題なのですが、先ほど答弁のほうの地域猫活動の内容は、ごく一般的な定義だったのですが、僕もこれはいろいろネットで調べると出てくる定義だったりもするので、羅臼町ができる内容でもいいのではないかと、いうふうに思うのですよ。一定効果はあるというふうに言われておられたのですが、これ続けていくと限りなくゼロに近づく活動だと思いますし、この小さなまちだからこそ地域住民の協力と、理解を得ながら進めていけると思うのですが、不可能と言い切るところは、町民がこの活動を理解できないということなのか、それとも反対する人がいるという予想で不可能というふうに言っているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（佐藤 晶君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長岡紀文君） 猫の問題につきましては、今期、苦情のほうが多いというのが実態です。ですから、地域猫活動を行うにしても、ふん尿の問題は解決されないかなと思いますので、答弁で申しましたとおり、不可能と考えております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） ありがとうございます。

苦情の中には、多分、個人的に猫が嫌いな人というのがありますし、僕もまちを歩いていると、特定な場所だったりもするので、臭いがひどいのですよ。猫の生態というものを調べると、雌猫の発情期というのが年2回、寒い地域はどうか分からないですけれども、年2回。雌が発情して、それに雄が反応してマーキングというのが始まるので

すよ。マーキングの臭いというのが、すごく人間には鼻につく臭いということで、地域のそういう住民の人たちの苦情というか、人からもよく聞くのですよね。この役場の近くなのですけれども、臭いがすごいとかということもあるので、それを解決するのは本当に不妊・去勢手術を野良猫のほうに施して、放してあげるということでいづれなくなるという問題だと思うのです。

答弁の中で、餌やりをしている住民に対しての注意喚起というところで、今後も積極的に行うというふうにおっしゃっていたのですけれども、今のところ多分ここ数年、効果が得られていないと思うのです。今後、やっていく活動、今のところずっと変わらず続けていくということなのですから、もし注意喚起というのを今後も行っていくとして、今までまたとどのように積極的に変えて、注意喚起をしていくかということをお聞きしたいです。

○議長（佐藤 晶君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長岡紀文君） 米井議員おっしゃるとおりなのですが、猫の問題に関しましては、やたらむやみに捕まえると、動物愛護法の関係とかも出てきまして、最後の答弁で申したとおり、即効性のある有効な対策がないのが現状であります。

ですから、北海道や近隣市町村でも、同じような悩みを実際抱えておりますので、今後は衛生担当が集まった機会に、何かいい手はないかということ北海道と、動物の引き取りの実施主体というのはあくまでも北海道になりますので、北海道や近隣市町村と相談しながら、何かいい対策はないか、今後、検討をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 米井宏喜君。

○1番（米井宏喜君） ありがとうございます。

ちょっとでも前向きな返答だったのでうれしかったです。いろいろネットとかで調べると、TNR活動というのがあるのですよ。札幌のほうがやっているのかな。Tがトラップ、Nがニューター、英語で言うと中性とかという意味らしいのですけれども、避妊・去勢手術のことですね、Rがリターンで、TNR活動というものをやっているところがありまして、それはシンプルに行えばいいのではないかなというふうに思うのですよ。

一応、定義としては、地域猫活動として住民が餌やりとかを世話していくというふうにありますけれども、今現在、まちの中で生きている猫たちが、自分たちの力で生きているので、そこにその活動というものを盛り込んでいけばいいのかなと。やはり実施するには大変だったりもするのですけれども、そこは町民の理解と協力を得ながら、できるのではないかなというふうに自分は思うのです。やはり羅臼町としては、世界遺産のまちなので、生き物に優しいというイメージが浸透すれば、社会面や経済面でも様々な効果が得られると思うのです。

僕は今回この質問をさせていただいたのですけれども、これは単なる猫だけのことでなくて、それが羅臼の未来にもつながるというふうに、ましてや子どもたちの教育にもつながるというふうな大きな意味で、僕は今回提案させてもらったのです。ほかの町がまね

するようモデルとして、周りの自治体とかではなく世界遺産のまちなので、世界基準でこの内容を取り組んでいけたらいいかなというふうに思うのです。猫の話題なので、ちょっとかわいらしい内容だったのですがけれども、熊の対応はすごく充実しているので、同じ猫科の猫の対応も頑張っていたらいいかなというふうに思いますので、今後も自分は勉強してまた質問させていただきますので、ぜひ前向きに今後検討していただきたいなというふうに思っています。

質問終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤 晶君） ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。午後1時から再開をいたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

発言を許します。

5番加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） それでは通告に従いまして、1点御質問させていただきますと思います。

羅臼高校の魅力化対策についてでございます。

令和3年度に、町長の行政執行方針において、令和3年度の羅臼高等学校への入学志願者が少なくなると、高校の存続が危ぶまれるとして、保護者や生徒にとって町民が誇れることのできる魅力ある高等学校づくりを進めるため、必要な支援や存続に向けた取組を進めていくとして、令和4年に羅臼高等学校の魅力化計画を策定しております。

これらの支援策によります効果と、今年の羅臼高等学校への入学者についてお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 加藤議員から、羅臼高校の魅力化について、1件2点の御質問をいただきました。

1点目は、支援策による効果についての御質問です。

令和4年度より始めた「北海道立羅臼高等学校の特色ある取組」では大きく6項目あり、合計14点の取組がされております。その取組に対し、羅臼町や羅臼町教育委員会が支援しており、さらには高校の校長先生と教育長の定例の懇談会を開催することで、情報や課題の共有、必要な対応についての検討、取組の拡充や焦点を絞って連携するなど、継続して情報交換もしております。

こうした取組のもと、令和4年以降知床未来中学校の卒業生の約50%が、羅臼高校に

進学しております。北海道のルールでは、20名未満が2年、地域連携校になると10名未満が2年続くと統廃合の対象になるなど、様々なルールがありますが、これらをクリアする内容となっているとともに、保護者の負担軽減、教育環境の充実が図られているものと考えております。

2点目は、令和6年の羅臼高校への入学希望者数についての御質問です。

令和6年度の羅臼高等学校の入学者数につきましては、現段階において確定はしておらず、具体的な人数を公表することは、控えさせていただくことを御理解願います。

なお、入学希望者数につきましては、知床未来中学校の生徒が高校の入学願書を提出した結果を、北海道が令和6年1月26日に公表することになっており、羅臼高等学校は連携型による選抜を選択しておりますので、連携の欄で人数を確認することができるようになっております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

令和4年度の計画の中の支援一覧というところを見せていただいておりますが、学力向上対策として5点、英語教育の充実対策として3点、部活動対策として1項目、特色ある教育活動支援策6項目が掲げられてございます。それぞれ4年ですから、もう既に実施をされまして、それぞれ助成がされているというふうに考えておりますが、これらの学力向上対策から特色ある教育対策までの中で、どれが実施されていたのかお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 令和4年度の北海道立羅臼高等学校の特色ある取組の御紹介というペーパーで見ていると思うのですが、その中では最初の海外旅行、修学旅行の海外旅行というのが高校の意向で国内にしますよということだけで、ほかに関しては全てやっております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 今、4年度決められた支援一覧の中から、修学旅行費用の助成だけがやっていなくて、あとは全てやっておりますという話でございました。そのとおりかなというふうに思っておりますが、そこでこの内容について、例えば生徒ですとか父兄から、こういう推進計画があったらいいのになというところが、4年を経過して出てきているかどうか、その点1点お願いいたしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） この取組につきましては、高校とPTAで話しした内容でありまして、教育委員会のほうには、このような取組をしたいとかということでは来ていないものはありません。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） この辺については、高校生の1日議会の中でも、こうやってほしいですとか、ああやってほしいだとかという内容が来ているというふうに思うのですが、その中で一つちょっと気になっているのが、各種検定受験料の助成、これ英検の助成なのですけれども、漢字検定と英検と二つ、2項目あるのですが、この辺の4年、5年にかけて助成した件数というのは何件ぐらいあるのか、お答えください。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 今、この場で詳細な数については、押さえていないので教えることはできませんが、英語検定に関しては4年度は、小学校6年生から高校3年生まで全員受けているというふうに聞いております。5年度につきましては、希望者のみを受けようとしていますので、全員にはなっておりませんが、4年度については、そういうふうに聞いております。

そのほか漢字検定だけに関わらず、数学検定ですとか、学力能力検定等いろいろありますので、そちらの部分も受けているという報告を受けております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 英語検定については、たしか高校卒業までは準2級でしたか、まで目指していくのだということで、それに向かって進んでいるというふうに考えているのですが、検定料の全額を助成しているわけで、そのうちのどのぐらいの率の人がこの検定に受かっているのかどうか。6年生は全員受けているのですけれども、そのうちの例えば50%が検定に受かっているだとか、そういったところというのは押さえているのでしょうか。その点1点、何%ぐらいあるのか。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 先日の高校生の1日議会で数は話ししたのですが、今、ここに数はちょっと用意していないので、確かな数字ではないですが、合格率から言いますと、5%にも満たなかったのではないかなというふうに覚えております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 一つずつ取り上げていくと、英語検定というのは大事にしながら進めていくというのはいいのでしょうか。5%に満たなかったという実態がございます。

それから、海外留学の実施をしていきたいということで、海外留学についても短期ですけれども、準2級以上の対象者、最大2名ということでこの計画にはなっているのですけれども、海外留学については実施をしているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 昨年度、今年の3月になりますが、1名、初めて行っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） この計画の中で、それぞれ実施をしながら、有効に活用されているのかなというところはお見受けいたします。その上でもう一步、進めるような施策がないのかなということで考えているわけですが、ただいまのは英語に関する部分です。その他の学力というのは、あまり見ていないのですけれども、例えば、この中にはタブレットも高校生には持たせているということなののですけれども、どうなのでしょうかね。タブレットを貸与したことによって、どのような効果があるのかというのは、今現在では出ているのかどうか、分かりますでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） タブレットにつきましては、リクルートスタディサプリというのを希望者に入れております。その中で、どのような効果が出ているかという検証まではしておりませんが、高校のほうから希望者には、このアプリも一緒に入れているという話を聞いております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） ありがとうございます。

そのほかにもう1点、国公立大学の入学者に祝い金を30万円送るという制度なののですけれども、これについては何名ぐらい。4年度、最終かな、5年はまだですからあれですけれども、何名いたのかお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 4年度卒業生で、5年度入学生が2名いました。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 2名しかいなかったのですね、国公立大学行く方がですね。多分、どこの高校へ行ってもそんな程度だろうという気はするのですけれども、何かここでいくと学力だけが主体にした推進計画になっているのかなと、学力だけ。英語を中心とした学力だけの推進計画になっているのではないのかなと思っているのですけれども、どうなのでしょうね。国公立でなくても大学へ行く方に30万円も出すのだったら、大学へ行く方は何人いるか分かりませんが、そんな方にも少し余裕を持った推進計画であってほしいなというような気がしております。これについては、後で町長にまたお話をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたように、大体、羅臼の子どもたちは50%ぐらいが、羅臼高校に進学しているという形なののですけれども、この前、2020年度、現在数値を基にした児童生徒の推計ということで、高校生が2024年には小学校6年生の方が40名いますよと。そうすると50%だと、大体20名ですよ。その次は、2009年の方は小学校5年生の方が32名と、この半分というと15名ぐらいだとしてくると、先ほど言ったように、

20名以下になってくると、高校の存続がどうなのかと、逆に2年ですね。北海道で20名未満が2年、地域連携校になると10名未満が2年続くと、統廃合の対象となるなど全ルールがあるということなので、この生徒数を見てきますと、近い将来、これに該当してくるのですよね。

そうすると、羅臼高校は統廃合してしまうと、三、四年しないうちに、そういうような状況が出てくるというふうに思うのですけれども、そうなるところをなくすために、多分、推進計画を立てられたのかなというような気がしてございます。出生数みても2013年は38名だし、2016年は30名しかいない、2018年生まれは25名、2020年には19名しかいないのです。

そうすると、あと何年かしてくるといなくなってしまうのですよね、計算していると。そういうような状況で、羅臼高校の存続という意味から、何か別な方法を考えていることがあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 今、推進計画を進めているところですが、それ以外の方法といったところの御質問でございましたが、まず、最初に確認をさせていただきます。

今年、本年3月に北海道で、これからの高校づくりに関する指針改定版というものが出まして、ここでいきますと、今まで地域連携特例校という形で、羅臼町の羅臼高等学校もそうなのですが、これを地域連携校という言葉に改めております。特例ではないというようにところでの名称の変更ということでもあります。その中に地域連携校以外は2年連続20人以下に入学がなると、統廃合になるというような記載はあるのですが、地域連携校の場合は10名以下が2年連続、これで統廃合になると、統廃合を進めるという記載になっています。

したがって、今のところ20名以下に2年連続なりましても、羅臼高校については地域連携校でございますので、統廃合の対象にはならないという認識でおります。

それから、推計につきましても今、小学校6年生が48名、春松小学校と羅臼小学校に在籍をしております。48名が来年、知床未来中学校に全員入学することになりますので、来年は知床未来中学校は2クラスを予定するということになります。

ただ、おっしゃるとおり、この人数をピークに年々、子どもたちの数が減っていくという形になります。今年も2023年ではありますが、出生数につきましては10名程度というふうに聞いておりますので、非常に今後、子どもたちの数が少なくなってくるというのは、紛れもない事実だなというふうに感じているところです。

こうした中で今後の取組については、いろいろと教育委員会内部でも話をしておりまして、例えば、全国公募というような議論も当然しているところです。羅臼町の中には既に出生数が少なくなってくるというようなこともありますので、これも一つの方法だろうなというふうに思っております。

また、さらに、ふるさと学習等を充実させていくというようなことも一つ、教育委員会

の中では話をしているところであります。全国公募という話をさせていただきましたが、道内の学校でもそういった取組をしているところが、非常に多くなってきているというようなことでは、これもまた事実でありますので、羅臼町でもこういったことは話題になることはございますが、今のところお話ししたとおり、地域連携校につきましては10名以下、2年連続というようなところがございますので、羅臼高校と情報交換しながら、こういった取組が魅力化につながるかということを定期的に情報交換しながら、今、進めている段階ということで、御理解いただければというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 先ほど、教育長が言うように10名未満、2年続くと統廃合になる。10名未満というのは、まだ先の話だというふうに聞いているわけですが、出生数が大体20名前後になってしまうようなときも、これから先あるのですけれども、どっちかという地元の子どもたちよりも、先ほど言ったように全国公募みたいなことを言っていますけれども、地方から来る子どもさんたちを対象とした高校づくりというののも必要でしょうし、逆に行くと地域連携校になると、どこがどういうふうにメリットがあるのか、ちょっと私には分からないのですけれども、そういうふうになってくると、羅臼高校の存続自体が危うくなるという状況が、近い将来出てくるだろうということになるわけですが、この推進計画ももっともって生徒たちがどう考えているのか、この計画自体に。羅臼高校に魅力があって、今の50%が70も80も昔のようになれば、まだまだ出生数からいくと30名近くがいるわけですから、まだまだ連携校なんていう話でなくて、普通高校としてやり得るような状況もあるということがあります。

ただ、いかんせん今50%を切っているわけですから、地元の子どもをいかに羅臼高校に入学させていくか、そのために地元の子どもたちがどう羅臼高校に魅力を感じるかということが一番大事だというふうに考えておりますので、この推進計画についても子どもたちの意見を十分に取り入れていく必要があるのかなど。多分、このほかにこんなこともやってほしいというのがあるだろうと思います。その辺も含めて、せっかく先ほど言ったように海外の修学旅行これについては廃止して、そのお金も余っているのしょうから、そういったことも含めながらひとつ総体の枠の中で、どう羅臼の高校に通ってくれる地元の子どもたちを魅力のある学校にしていくのだというところを、この推進計画の中にもっと盛り込んでいけば、最終的には全国から公募しなければならなくなることもあるだろうけれども、まずは地元の子どもたちを羅臼の高校に入れること、魅力のある高校にするためにはどうしていくか。これはやっぱり校下にいる父兄の思い、あるいは子どもたちの思いを十分に、この推進計画の中に取り入れていく必要があるのではないのかなというふうに今考えてございます。

英語検定が悪いという話ではなくて、修学旅行が悪いという話ではない、海外留学が悪いという話ではないのですけれども、そのほかの部分として、何か言ってみれば英語の嫌いな人も高校生の中にはいるのしょうから、その辺も含めて、例えば体育会系なら体育会

系の子どもたちでも、羅臼高校へ来て野球をやったり、スポーツをやったりするような態勢もとれないかどうか、そんなことも考えていただきたいなというふうに思っています。

高校生の水産教室も随分続いていますよね、これについて30年、40年近くも続いていることなのですけれども、最近は水産教室に入る子もいないのだという話も聞いていますけれども、どうなのでしょうかね、この辺ね。そんなことを含めて、子どもたちが学びやすい学校をつくっていくというところに視点を置いて、まだ、1年、2年目ですから、この計画を変えようという話にはならないと思いますけれども、それらも十分取り入れた推進計画を立ててもらいたいなという気がしてございます。

町長に、最後に推進計画、立派なものできております。この中で子どもたちも勉強しているのだろうというふうに思いますけれども、一般の子どもたちといたらおかしいですけれども、英語が嫌いだとか、子どもたちだっていると思うのです。そういう子どもたちも喜んで羅臼の高校に入れるような推進計画を立てていくということが必要だというふうに考えますが、町長について、この辺の羅臼高校の存続について考えがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から様々な御指摘、または御意見を頂戴いたしたところでありまして、この推進計画については、私はこのとおり今後も進めていくつもりであります。これは教育委員会と、また、教育委員とも相談をさせていただきながら進めていくことになろうと思いますが、この理解の仕方、その推進計画そもそもの理解の仕方とか、見る方向だとか、そもそも高校を存続させる意義というものについては、様々それぞれの立場で意見が違うのだろうというふうに思っております。

私自身の考え方として、選択肢の一つとして羅臼高校を選んでいただけるような、魅力のある学校にすべきだというふうに思っています。何%の子どもが必ず羅臼高校に行くような取組をしてくださいということではないのです。その子が、中学を卒業するとき、自分の思いや夢やいろいろなものを生かすためだったら、どうぞ出ていってくださいと思っています。好きな学校に行ってほしいのです。そしてそこで成功してほしい。そういう思いでいますから、例えば多くの生徒が羅臼高校に行くべきだよというような考え方を、この推進をしているわけではないということ、まず申し上げておきたいなというふうに思っています。それは家庭の事情であったり、それからお子さんの学力であったり、それからいろいろやりたいことであったりというところで、羅臼高校を選ぶためのメニューをしっかりとそろえてあげることが、まず必要なのだろうということで、これをつくっているつもりであります。

ですから、例えばどうしてもほかに行くといろいろお金もかかるし、家庭的にはなかなか難しいよという人、家庭があるとすれば、羅臼高校を選んでいただく場合もあると思います。でも先ほど言ったように、お子さんの夢を実現させてあげたいということで、羅臼高校ではなく専門的な学校に行きたい、またはもうちょっと違う学校を出て、そこからい

ろいろ自分の夢をかなえたいという子もいらっしやると思いますので、一概になるべく羅臼高校へ行ってくれというようなためのメニューではないと、私自身はそう捉えているところであります。

それで、このメニューにある修学旅行、海外への修学旅行というのは、決して廃止したわけではないというふうに思っておりまして、これはたまたま例えばコロナですとか、海外の情勢の問題ですとか、そういったことによって今年は国内にしますという、学校の方針の中で決まっていることでもありますから、この先、生徒の要望があつて海外に行きたい。そこが治安がよくて安全な場所であれば、どうぞ行ってくださいというようなことになろうかというふうに思っているところでありまして、そういった考え方のもとに、やはり言ったとおり羅臼の高校しか選べない、または選んでいこうとする子どもたちがいる以上、羅臼高校というのはやはり存続してほしいという思いは一緒ですので、そういったところで例えば地元の人がこれから出生率、数年と言いましたけれども、そう短い期間では、もうちょっと先の話になるのですけれども、そこまでの間でしっかりいろいろな方策を考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

その一つとして、地域留学と言われる全国公募ですね、そういったものも視野に入れて、それをいつ頃取り組んでいくのかとか、それを取り組むべきなのかという議論を、これからしていくことになるかなというふうに考えているところでありまして。

いずれにしても私の母校ですから、ぜひ羅臼高校はずっとあつてほしいという思いは、当然ながらあります。そういった羅臼高校がしっかり、この地域に子どもたちの学舎として残ることを願っているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 羅臼の高校がなくなったときに、どうなるのかということなのですね、問題は。高校がなくなると、昔のように定時制になるかもしれない。そんな時代には、そのときは羅臼町は潰れているだろうと、私は思っています。高校がなくなると同時に、ですから、幾らかでも羅臼の今50%としている人たちを70%に上げていって、羅臼高校を成り立たせていくというところに、この推進計画はあるというふうに考えています。町長の言うように、羅臼でなくてほかのところでいいのだよと、そんな単純な話でないというふうに考えているのです。羅臼高校を残すということは。

もしか、ここに羅臼高校がないとすれば、どのような選択ができるのでしょうか。これはどんな政策でも同じなのです。ここに病院がなかったらどうしょう。ここに交通機関がなかったらどうしょう。そういうまちづくりなのです。まちづくりというのは。だから、せつかくある羅臼高校を残していこうと、そのためにはどうするか。生まれてくる子どもたちが少ないから、今、50%と言っているけれども、これを70%にして、何とか長く持たせていこうというのが、これが行政の力だと、仕事だと、私は思っております。町長とは、ちょっとこの辺、私の考え方とは違います。

そういう意味で、羅臼高校がより、今よりよくなることは多分、人口からいってもないでしょう。ただ、そこの学校がなければならぬという子どもたちは、たくさん出てくるというふうに思いますよ、これからも。そういうところで仕事をしてもらいたいなど、羅臼高校、ただ単に道立だからいいという話ではなくて、道立だから羅臼高校が今やっていただいているのです。そういうところをしっかりと捉まえていただいて、羅臼高校をなくさない、だからどうしよう。そういうふうに考えていただきたいと、私は思っております。

最後に、町長の答弁は要りません。私の思いだけ述べさせていただきたいというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（佐藤 晶君） これで、一般質問は終わりました。

◎日程第6 議案第55号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第55号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページでございます。

議案第55号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算から議案第56号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算並びにそれ以降、議案第64号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてまで、副町長をはじめ担当職員より説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第55号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,429万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,390万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金195万6,000円を減額し、4億3,232万5,000円。

2項国庫補助金195万6,000円を減額し、2億7,669万5,000円。マイナンバーカードの氏名に、ローマ字表記などを記載するシステム改修費で165万1,000円。新型コロナワクチン接種対応に係るシステム改修費38万5,000円が、いずれも国からの補助金となります。また、ヒトデ駆除事業の事業費確定により、北方領土隣接地域振興等推進補助金149万2,000円が減額。さらに、ルサフィールドハウスイベント事業運営に伴う国立公園等資源整備事業補助金の補助事業が終了したことにより、250万円が減額となります。

15款道支出金150万7,000円を減額し、2億2,215万円。

2項道補助金69万7,000円を減額し、1億2,549万円。これにつきましては、特定不妊治療費助成事業の実施に伴い10万3,000円の追加と、ウニ種苗移植事業の事業費確定に伴い80万円が減額となります。

3項道委託金81万円を減額し、1,222万8,000円。北海道知事及び北海道議会議員選挙執行経費の額の確定に伴うものでございます。

17款1項寄附金269万8,000円を追加し、9億269万8,000円。事業所4件から、善意の寄附をいただいたものでございます。

19款1項繰越金3,959万2,000円を減額し、1億9,002万1,000円。歳出の財源調整としまして、前年度繰越金に求めるものでございます。

20款諸収入26万2,000円を追加し、3,267万8,000円。

3項雑入26万2,000円を追加し、2,271万7,000円。人事院勧告に伴う羅臼国後展望塔の管理人報酬の改定として、北方領土問題対策協会から委託金の増額となります。

21款1項町債1,420万円を減額し、3億6,400万円。事業費の確定によりまして、町道整備事業債、町道舗装整備事業債、町道雪害対策事業債が、それぞれ減額となります。

歳入合計5,429万5,000円を減額し、60億1,390万3,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費16万2,000円を追加し、3,568万7,000円。人事院勧告に伴う職員手当等の増額となります。

2款総務費28万6,000円を減額し、21億3,543万3,000円。

1項総務管理費659万7,000円を追加し、20億8,206万6,000円。現

在、保健師や建築技師などの専門職員の不足が長期にわたり続いておりまして、人材確保に向け有料の募集媒体を活用する経費で308万8,000円であります。これにつきましては、完全成功報酬制の契約予定でございますので、採用になった場合に、採用職員の給与額に応じての支払いとなります。また、人事院勧告に伴う消防職員の給与費など消防事務組合負担金で51万3,000円。同じく人事院勧告に伴い、国後展望塔の管理人報酬など26万2,000円。特別職報酬審議会開催に伴い、委員報酬など3万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

さらに、事業者4件から269万8,000円の善意の寄附をいただいておりますので、財政調整基金及び体育文化振興基金へ積立てするものでございます。

2項徴税費76万1,000円を減額し、1,715万3,000円。羅臼町土砂災害特別警戒区域該当地盤割合算出に伴う委託業務の事業費確定によるものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費165万2,000円を追加し、1,321万8,000円。国外転出者によるマイナンバーカードの氏名のローマ字表記ができるシステムへの改修費用でございます。

4項選挙費777万4,000円を減額し、1,291万5,000円。今年度執行されました北海道知事及び道議会議員選挙と町長及び町議会議員選挙の事業費確定によるものでございます。

3款民生費638万1,000円を減額し、5億2,112万1,000円。

1項社会福祉費764万3,000円を減額し、4億2,231万8,000円。内容につきましては、令和4年度障害者自立支援給付金及び医療費の国庫負担金が372万3,000円ではありますが、事業費確定による返還金となります。また、人事院勧告や人事異動などにより特別会計繰出金が1万3,000円の減額。後期高齢者医療負担金の令和4年度、療養給付負担金の確定に伴い余剰金が発生したことで、1,135万3,000円が減額となります。

2項児童福祉費126万2,000円を追加し、9,875万1,000円。令和4年度子育て世帯臨時特別給付金の事業費確定による返還金となります。

4款衛生費716万8,000円を追加し、6億6,340万3,000円。

1項保健衛生費706万1,000円を追加し、2億8,347万9,000円。新型コロナウイルスワクチン接種に関わる副本登録システム改修費が38万5,000円。葬祭場の非常用発電機の経年劣化により、設備を更新するための経費としまして560万3,000円。こども医療費扶助費が、決算見込みで不足額が生じることから107万3,000円を、それぞれ追加するものでございます。

2項保健師設置費10万7,000円を追加し、914万7,000円。医療保険対象外の先進医療として実施される治療に要した費用の一部が助成されます、北海道不妊治療費等助成事業を活用して事業を実施するものでございます。

5款農林水産業費159万1,000円を減額し、7,607万6,000円。

3項水産業費159万1,000円を減額し、5,957万4,000円。ウニ種苗移植事業及びヒトゲ駆除事業の事業費確定によるものでございます。

6款1項商工費350万7,000円を追加し、3億509万3,000円。本年3月4日に発生しました羅臼研究支援センター、旧ビジターセンターになりますけれども、これの火災について施設を利用した関係機関などと協議を進めてまいりましたが、利用者の重過失や出火責任法などで損害賠償義務が生じないことから、施設を受託しております町が復旧させることとなり、工事費に要する経費となります。ビジターセンターの火災復旧につきましては、600万7,000円の追加となり、また、ルサ地区の知床プロジェクト事業の確定によりまして、250万円が減額となります。

7款土木費1,398万6,000円を減額し、4億4,035万9,000円。

2項道路橋りょう費1,398万6,000円を減額し、4億3,840万3,000円。町道植別2号線道路改良舗装工事や、町道補修工事などの事業費確定によるものでございます。

8款教育費61万1,000円を追加し、4億9,451万6,000円。

4項幼稚園費38万2,000円を追加し、2,082万4,000円。羅臼幼稚園の床暖房漏水による修繕費となっております。

5項社会教育費22万9,000円を追加し、1億185万8,000円。人事院勧告による郷土資料館の会計年度任用職員の報酬等の増額となります。

10款1項職員費4,349万9,000円を減額し、7億8,231万3,000円。人事院勧告に関わる月例給と期末勤勉手当率の改定による増額と、人事異動に伴う会計間異動や職員の退職などを合わせて減額となります。

歳出合計5,429万5,000円を減額し、60億1,390万3,000円となるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。3件の事業があります。

1件目は、羅臼町老人福祉センターエアコン整備事業、限度額は400万円でありませぬ。

2件目は、子育て支援センターエアコン整備事業、限度額は350万円となっております。

この1件目と2件目はエアコン整備事業で、期間は令和5年度から令和6年度となっております。今夏の猛暑を踏まえると、多くの自治体で公共施設へエアコンを整備する計画がありまして、各自治体の整備が集中する可能性もありますので、来年度の夏に向け事業を完了するために、今年度から事業を開始するものでございます。

3件目は、ヒグマと共存・人との大事な境界線創出プロジェクト事業でございまして、限度額は2,956万7,000円でございます。平成26年から27年にかけて整備した市街地区のヒグマ対策用の電気柵が老朽化が進んでおり、更新する必要がございますの

で、事業を実施するものでございますけれども、事業開始期間は令和6年度であります
が、地域課題解決のため、ガバメントクラウドファンディングを活用し実施させていただ
きたく、事業費の目標額を達成するためには、寄附件数が増大する12月以降から寄附を
募ることが最適とされておりますので、債務負担行為で上程させていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、4件の変更がございます。

1件目は、町道整備事業債(緊急自然災害防止対策事業債)、限度額500万円を460
万円に変更。

2件目は、町道舗装整備事業債(緊急自然災害防止対策事業債)、限度額2,480万円
を2,370万円に変更。

3件目は、町道雪害対策事業債(緊急自然災害防止対策事業債)、限度額1,500万円
を1,400万円に変更。

4件目は、町道整備事業債(辺地対策事業債)、限度額を3億円を2億8,830万円に
変更であります。

事業費の確定によるものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきまして
は、変更はございません。

以上であります。事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、
御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を
許します。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

**◎日程第7 議案第56号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算**

○議長(佐藤 晶君) 日程第7 議案第56号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事
業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長(洲崎久代君) 議案の6ページをお願いします。

議案第56号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところに
よる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,601万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款国庫支出金5万円を追加し、5万1,000円。

1項国庫補助金5万円を追加し、5万1,000円。

令和5年4月より、出産育児一時金が42万円から50万円に上げられたことに伴い、市町村が行う国民健康保険事業の安定化を図ることを目的とする国庫補助制度が創設されたことによるものでございます。

3款道支出金29万5,000円を追加し、5億9,441万1,000円。

1項道補助金29万5,000円を追加し、5億9,441万円。令和5年度人事院勧告による会計年度任用職員人件費の増額補正分及びこの後、議案第64号で上程いたします令和6年1月から施行される出産予定被保険者の産前産後期間の国保税免除制度に伴うシステム改修費が、それぞれ道補助の対象となるものです。

5款繰入金113万4,000円を追加し、6,059万8,000円。

1項他会計繰入金10万9,000円を減額し、5,069万5,000円。一般職の人事異動による職員の会計間異動及び人事院勧告による人件費改定分、会計年度任用職員の人事院勧告による人件費改定の町負担分の差引合計が減額となるものでございます。

2項基金繰入金124万3,000円を追加し、990万3,000円。出産育児一時金の引上げに伴い、国庫補助で交付されることによる財源調整。令和3年度国民健康保険災害臨時特例補助金が確定したことによる償還金の財源として、また、令和4年度特定健康診査等負担金が確定したことによる償還金の財源として、財政調整基金に求めるものでございます。

歳入合計147万9,000円を追加し、9億7,601万1,000円とするものでございます。

8ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費15万4,000円を追加し、1,916万円。

1項総務管理費15万4,000円を追加し、1,495万3,000円。出産予定の被保険者の産前産後4か月分の国保税が免除される免除制度が令和6年1月より施行されることによるシステム改修のため、増額するものでございます。

5款保険事業費11万7,000円を追加し、1,738万8,000円。

1項保険事業費11万7,000円を追加し、1,338万7,000円。令和5年度人

事院勧告により、会計年度任用職員の人件費が改定されたことによるものでございます。

7款諸支出金129万3,000円を追加し、8,377万8,000円。

1項償還金及び還付加算金129万3,000円を追加し、213万4,000円。令和3年度国民健康保険災害等臨時特例補助金、償還金及び令和4年度特定健康診査等負担金・償還金でございます。

8款1項職員費14万5,000円を減額し、1,530万7,000円。令和5年度4月1日付人事異動による職員の会計間異動及び令和5年度人事院勧告に伴う人件費の改定によるものでございます。

歳出合計147万9,000円を追加し、9億7,601万1,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る12月5日開催の令和5年第5回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料30ページから41ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

**◎日程第8 議案第57号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別
会計補正予算**

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第57号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第57号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,760万3,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金45万5,000円を追加し、1億1,664万6,000円。

1項国庫負担金45万5,000円を追加し、8,116万5,000円。内容といたしましては、地域密着型介護サービス、介護予防サービスの利用者増加により、歳出の保険給付費を増額補正したことに伴い、公費負担分として国庫負担金を増額するものです。

5款道支出金45万5,000円を減額し、6,317万9,000円。

1項道負担金45万5,000円を減額し、5,572万6,000円。内容といたしましては、施設介護サービスの利用減少により、歳出保険給付費を減額補正したことに伴い、公費負担分として道負担金を減額するものです。

7款繰入金9万6,000円を追加し、1億291万5,000円。

1項他会計繰入金9万6,000円を追加し、8,318万3,000円。内容といたしましては、令和5年度人事院勧告の実施に伴い、職員給与費等の繰入金を補正するものがございます。

歳入合計9万6,000円を追加し、4億9,760万3,000円となるものがございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費410万円を減額し、3億6,901万6,000円。内容といたしましては、施設介護サービス利用者、地域密着型介護サービス利用者の増減により、介護サービス給付費を減額するものがございます。

2項介護予防サービス等諸費410万円を追加し、1,490万円。内容といたしましては、介護予防サービス利用者増加のため、介護予防サービス給付費を増額するものがございます。

6款1項職員費9万6,000円を追加し、1,311万9,000円。内容といたしましては、令和5年度分人事院勧告実施に伴い、職員給与費を増額するものがございます。

歳出合計9万6,000円を追加し、4億9,760万3,000円となるものがございます。

なお、詳細につきましては別冊資料、事項別明細書の42ページから51ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

ここで2時10分まで、休憩いたします。2時10分より再開いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第58号 令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第58号令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の12ページをお願いします。

議案第58号令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,785万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料276万5,000円を増額し、5,670万円。実行予算を見込んだところ、後期高齢者医療保険料の決算額が予算を上回る見込みとなったものによるものでございます。

歳入合計276万5,000円を追加し、7,785万3,000円とするものでございます。

14ページをお願いします。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金276万5,000円を追加し、7,575万6,000円。歳入でも御説明いたしました、令和5年度実行予算において後期高齢者

医療保険料が、予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

歳出合計 276万5,000円を追加し、7,785万3,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料52ページから57ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第10 議案第59号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第59号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の15ページをお願いいたします。

議案第59号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

16ページをお願いいたします。

第1表、債務負担行為補正であります。

知床らうす国民健康保険診療所エアコン整備事業で、期間は、令和5年度から令和6年度の2か年、限度額は500万円でございます。近年の気温上昇により、羅臼町内においても熱中症のリスクが高まっており、その中で知床らうす国民健康保険診療所においては、病室及び事務室にはエアコンが未設置であります。そのため、診療所への入院患者及び職員の熱中症対策のため、病室6室及び事務室の計7か所へエアコンを設置し、適湿な室温管理の下で利用できるよう整備を行うものです。

2か年としている理由といたしましては、道内におけるエアコン工事が集中している状況が今後も続くものと思われ、機器調達及び工事施工期間を確保するため、令和5年度中に工事発注を行い、令和6年度当初にかけて設置工事を行う予定であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 1 1 議案第 6 0 号 令和 5 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補
正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 1 議案第 6 0 号令和 5 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の 1 7 ページをお開き願います。

議案第 6 0 号令和 5 年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

第 1 条は、総則でございます。

令和 5 年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的支出の補正でございます。

令和 5 年度水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第 1 款水道事業費用に 6 4 万 9, 0 0 0 円を増額し、1 億 5, 7 7 0 万 1, 0 0 0 円。

第 1 項営業費用に 6 4 万 9, 0 0 0 円を増額し、1 億 3, 9 3 5 万 6, 0 0 0 円。

令和 5 年度人事院勧告による月例給等の改定及び水道技術職員の減少により業務量が増加したため、時間外手当が不足する見込みであることから、職員給与費の増額をお願いするものでございます。

第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費に 6 4 万 9, 0 0 0 円を増額し、2, 1 1 1 万 9, 0 0 0 円。人事院勧告による月例給等の改定等に伴う増額でございます。

なお、別冊資料 5 8 ページから 5 9 ページに補正予算実施計画を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第12 議案第61号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第61号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 議案の18ページをお願いします。

議案第61号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

19ページをお願いします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

令和5年の人事院勧告により、職員の期末勤勉手当が引上げられたことから、議員期末手当についても、職員と同様に改正を行うものであります。年間支給率を100分の10引上げするため、6月期分、12月期分をそれぞれ100分の5引上げ、支給率をそれぞれ100分の150とするものであります。

なお、本年度につきましては、既に6月分が支給済みであることから、附則で令和5年12月に支給する期末手当に限り、支給率を改正後の100分の150とあるものを100分の155とする特例を定めるものであります。

改正条文であります。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の150」に改める。

附則として、第1項は施行期日です。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、令和5年12月に支給する期末手当に関する特例です。

改正後の羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例(昭和39年条例第2号)第5条第2項の規定の適用については、令和5年12月に支給する期末手当に限り、同条同項中「100分の150」とあるのは「100分の155」とするものであります。

また、今回の改正による影響額につきましては、約16万2,000円の増となるものです。

なお、参考資料の4ページ、資料4に、令和5年人事院勧告による給料条例改正の概要及び5ページの資料5に、本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど

お目通しお願いいたします。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 1 3 議案第 6 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 3 議案第 6 2 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 議案の 2 0 ページをお願いします。

議案第 6 2 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

2 1 ページをお願いします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

令和 5 年の人事院勧告により、月例給の平均改定率 1. 1 %、ボーナスにつきましては 6 月期、1 2 月期分を合わせて 1 0 0 分の 1 0 引き上げし、期末手当と勤勉手当の合計支給月数を 4. 5 か月とする改正を行うものであります。

改正条文であります。

第 1 条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 6 7. 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 6 7. 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 7 0」に改める。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 7. 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 4 7. 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）給料表は、2 1 ページから 2 5 ページに記載のとおりとなっております。

25ページをお願いします。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合は100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則として、第1項は施行期日等です。

この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項で、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用するものであります。

第3項は給与の内払です。

改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすこととします。

第4項は委任規定で、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

また、今回の人事院勧告に伴う影響額につきましては、全会計分を合わせまして、給料は約556万1,000円、期末勤勉手当は約550万4,000円、共済費は90万7,000円、退職手当は109万6,000円の、合計で1,306万8,000円の増となるものでございます。

なお、参考資料の4ページ資料4に、令和5年人事院勧告による給与条例改正の概要及び6ページから9ページにかけまして、資料6に、本条例の一部改正新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第14 議案第63号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第63号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（州崎久代君） 議案の26ページをお願いします。

議案第63号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

27ページをお願いします。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、本条例の基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本条例の読替規定の改正を行うものでございます。

改正条文でございます。

第35条第3項中「(特別利用保育を受ける者を含む。)」とするを「(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とするに改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、別冊参考資料11ページ、資料7に本条例の概要、続きます12ページ、資料8に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第 1 5 議案第 6 4 号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 5 議案第 6 4 号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（州崎久代君） 議案の 2 8 ページをお願いします。

議案第 6 4 号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

2 9 ページをお願いします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正の内容でございますが、説明の都合上別冊の参考資料 1 4 ページ、資料 9 にて御説明いたしますので、特段の御配慮を賜りたいと存じます。

改正理由でございます。

令和 2 年 1 2 月 1 5 日閣議決定された全世代型社会保障改革の方針等により、社会保障の構造が見直され、全ての世代で広く社会保障を支えていく体制を構築することとされました。それに伴い、全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 5 年 5 月 1 9 日に、全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が、令和 5 年 7 月 2 0 日に公布され、国民健康保険税改正部分については、令和 6 年 1 月 1 日施行となったため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございます。

子ども・子育て支援の拡充の観点から、世帯に出産する予定又は出産した被保険者があ
る場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保
険者均等割額を減額するもので、単胎妊娠では出産前後 4 か月分、双子などの多胎妊娠の
場合は、出産前後 6 か月分を減額するものでございます。

3、改正条文でございます。

第 2 条第 4 項につきましては、及び世帯割額を削除し、文言の整理をしております。

第 1 2 条第 2 項各号を削除し、条項の整理をしております。

第 2 3 条(国民健康保険税の減額)第 3 項に産前産後期間の保険税の減額措置の規定を追
加しております。第 3 項第 1 号及び第 2 号で基礎課税額を、1 5 ページをお願いします。
第 3 項第 3 号及び第 4 号では後期高齢者支援金等課税額を、第 3 項第 5 号及び第 6 号では

介護納付金等課税額を、妊産婦 1 人につきそれぞれ所得割額及び被保険者均等割額を減額する旨を規定しております。

また、第 3 項を追加したことにより、現第 3 項を第 4 項へ繰上げる修正をしております。

続いて、第 2 3 条の 3 (出産被保険者に係る届出) を追加し、第 1 項では、世帯主は、世帯に出産予定者がいる場合、届書を町長へ提出しなければならない旨を規定。第 2 項で、届出時の提出書類を規定。第 3 項で、届出は出産予定月の 6 か月前から行える旨を規定。第 4 項では、出産予定者について、町が明確に把握できる場合は、届出を省略できる旨を規定しております。

附則として、第 1 項では、施行期日を令和 6 年 1 月 1 日としております。

また、附則、第 2 項では適用区分として、この条例による改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 1 2 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

なお、当町におきましては、令和 6 年 1 月 1 日現在での対象者はございません。

以上となりますが、続きます 1 6 ページから 1 9 ページ、資料 1 2、本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

また、本条例改正につきましては、去る 1 2 月 5 日開催の令和 5 年第 5 回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、1 2 月 1 5 日は午前 1 0 時会議といたします。

議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2 時 3 8 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員